

千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成30年2月14日(水) 午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 小川裕二, 川島和孝, 古閑美津恵, 古賀義明, 後藤弘子, 高麗邦彦, 櫻木安子, 平山光子, 八島由幸

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

紀太哲夫首席家庭裁判所調査官, 木村史郎家事首席書記官,
岡田博子少年首席書記官, 大田浩司事務局長, 大野正明事務局次長,
風間高志会計課長, 八幡有紀総務課長

- 4 テーマ
裁判所における災害対策について

5 議事

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(川島和孝委員, 八島由幸委員)について, 八幡総務課長から紹介された。

(2) 前回までの委員会における意見についての経過報告

八幡総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

委員長から, 本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

イ 裁判所における災害対策について

風間会計課長から大規模地震対応消防計画の概要, 避難訓練の実施状況及び災害備蓄品について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

●委員

火災が起こった場合に裁判の記録等はどうするのでしょうか。

▲オブザーバー

法廷等では，備え付けのロッカーにしまうことになっています。書記官が持っている記録は，最寄りの記録庫にしまうことになっています。

●委員

記録をしまったロッカーの耐火性はどの程度あるのでしょうか。

▲オブザーバー

詳細な耐火性能は把握していません。記録の庁舎外への持ち出しは，情報流出の危険性もあるので，耐火性ロッカーに入れて施錠するのが原則であると考えています。仮に燃えてしまった場合には，必要な限度で再生の手続きを取ることもあります。

▲オブザーバー

裁判所としては，火災のときには，身の安全を図っていただくのが大前提であると考えています。

●委員

裁判記録をマイクロフィルムなどでバックアップを取るなどはしていないのですか。

■委員長

基本的に裁判所が扱う記録は紙媒体であるので，安全な場所に移すのが最初の発想であり，次に耐火性ロッカーに収めるということを考えています。現状では，今ある施設をいかに頑丈にするか，耐火性能を持たせるかということに主眼が置かれています。裁判所では，ようやく電子化の話が出てきたところですよ。

●委員

電子データのバックアップはとっているのでしょうか。

▲オブザーバー

事件簿等の電子データはバックアップがあります。個々の事件記録や証拠書類は紙で提出されるので、それを電子データ化するという形にはなっていないです。

●委員

少年事件の場合にも記録を持ち出したり、バックアップを取ったりしていないのですか。

■委員長

やはり記録は持ち出さないというのが基本です。

●委員

大学でも学生の個人情報の管理は、キャンパス間でも持ち出すことができません。少年事件の記録についてもなくなった場合には仕方がないのでしょうか。

■委員長

特に家庭裁判所の扱う情報はプライバシーの塊なので、絶対に外に持ち出せません。なくなった場合には、もう一度収集し直すということもあるかもしれませんが、記録がなくなるような事態が起きないような方策をとらなければならないと考えています。

●委員

この建物の耐震診断はどうなっているのでしょうか。

▲オブザーバー

家庭裁判所本館の耐震補強は、震度6強までは耐えられる想定です。

●委員

当社は緊急報道をしなければならないので、有事の際のマニュアルを準備していますし、地震や火災想定訓練も毎年やっています。また、社内の

スピーカーから自動で緊急地震速報が流れるようになっています。緊急報道をするために、自家発電用の燃料も準備しており、東日本大震災を教訓として、燃料補給できなかつた場合を想定した十分な量を整備しています。

■委員長

一般の人が来局した場合も想定していますか。

●委員

地震や火災時に一般の方を誘導するマニュアルがあります。

●委員

平日の開庁時は万全の態勢でしょうが、夜間や土日の閉庁時にはどのような態勢をとるのでしょうか。

▲オブザーバー

緊急参集要員が定められており、速やかに裁判所にかかけつける態勢が整っています。

●委員

当社では、BCPの策定に際して、有事の際に社員やスタッフが何をすべきか、一目でやるべきことが分かるようなもの、A4両面程度のペーパー資料を作っています。裁判所の災害備蓄品を見ましたが、食料は良いものを用意されているという印象です。当社では、カップラーメンを用意し、平時には社員に食べてもらい、減少分を買い足すことにより、消費期限切れが生じないようにしています。

また、自家発電用の燃料については、停電時に最低でも4日分は発電機を回せるような燃料を備蓄しています。

▲オブザーバー

休日における対応についてですが、千葉地家裁では折りたたむと名刺サイズになる防災ポケットマニュアルを職員に配付しています。職員は県内の震度が6以上の場合には、安否や登庁が可能かどうかをメール送信する

ことになっています。また、安否確認のメール送信訓練も年2回ほど実施しており、そこで出た問題点を分析して改定しています。

● 委員

社員の安否確認について、災害時の優先電話も整備されていますが、東日本大震災では携帯電話が通じなかったため、管理職に対してはPHSを支給しています。

● 委員

大学も全職員を対象とした有事の際のメールシステムを整備しています。学生についてもメールアドレスを把握しており、安否確認が行えます。しかし、裁判所では、当事者のメールアドレスを全て集めることもできないし、メールアドレスで当事者や来庁者をすべて把握することは難しいと思います。実際、裁判所では安否確認はどのように行っているのでしょうか。例えば少年事件で言えば、身柄事件の少年は、職員などが一緒にいるでしょうから、把握はできるでしょうけれども、在宅の少年などはどうしているのでしょうか。

▲ オブザーバー

裁判所の中にいる場合には把握していますが、裁判所を出た後については把握していません。

● 委員

裁判所の中だけ安全を確認すれば良いのでしょうか。

■ 委員長

裁判所としては、庁舎内にいる場合には、しっかり保護していくということです。少年審判のために来庁している人は少年の親を含めてすべて把握しているので、帰宅できるかどうかを確認し、帰宅できないというのであれば、裁判所にとどまってもらうこともできます。

● 委員

少年審判では、非行をしているとはいえ、強制的に呼び出しているのです、きちんと帰宅したかを確認すべきではないのでしょうか。他の施設とは違い、強制的に来ている人がいることを踏まえた消防計画の検討が必要ではないのでしょうか。

▲オブザーバー

調停事件における対応を説明しますが、調停中に地震等が起きた場合には、職員は来庁者を誘導するとともに、来庁者の数も把握することになっています。

●委員

家事調停の場合には、調停事件の当事者ではない人も来ることがありますので、人数の把握は難しかったりするのではないのでしょうか。

■委員長

通常の業務を行っている場合でも、すべての来庁者を把握することはできません。有事の際には、少なくとも裁判所側で把握している人については、必ず確認して、確実に避難誘導等を行うこととなります。

●委員

帰宅困難者等の受入れは予定されていますか。

▲オブザーバー

帰宅困難者や周辺の住民の方の受入れは予定されています。そのため裁判所の災害備蓄品は職員数の1.2倍を準備しています。また、帰宅困難者等の受入れ場所についても決まっています。

●委員

裁判所が行う令状発付は、必ず裁判所の敷地で発付しなければいけないのでしょうか。災害時には、裁判所外に出向いた方が良いケースもあるのではないのでしょうか。

■委員長

令状発付事務の備品等も庁舎にありますし、記録の適切な管理という観点からも、裁判所に来てもらうのが合理的な事務処理態勢であると考えています。

●委員

支部等で発付ができない場合には、他の裁判所で発付するといったことはあります。

●委員

緊急の場合にマニュアルを作ってもすぐに行動できないことがあります。そこで、私どもの大学では、全ての教卓の上に一覧性に優れた紙のマニュアルを貼っています。また、各講義室や会議室に緊急の連絡先を大きく貼っています。見たところ本日の委員会が行われている会議室にはそういったものが貼られていないので、検討されてはどうか。

それから、緊急時のメールアドレスが一本化されていて、学生にも教職員にも周知されています。東日本大震災の際には、全員ではないものの、かなりの人数から安否確認のメール送信があったと聞いています。

また、大学においても裁判所同様、定期的に安全点検を行っています。

●委員

農協に所属していますので、備蓄の食糧品のお話をさせていただきますが、農協では生協や漁協と連携して、会員に備蓄品を浸透させようかという話をしています。また、私が住んでいる市では、各地域で防災組織を立ち上げており、訓練をした際には、一人住まいの人などの見守りをどうしたらいいかといったことが議論に上がったことがあります。

ところで、東日本大震災のときに、裁判に立ち会ったり、当事者に対応した職員の体験等は裁判所として共有されているのでしょうか。

■委員長

東日本大震災や熊本地震など、大規模な災害が起きた場合には、事後的

に検証し、職員に対して、情報提供をしています。

● 委員

職員は備蓄品の保管場所等を把握しているのでしょうか。また、災害備蓄は分散して保管をしているのでしょうか。

■ 委員長

災害備蓄品を以前は地下で一括保管していましたが、水害を受けない場所に移し、更に分散保管するようにしました。

▲ オブザーバー

備蓄品は分散して保管していますが、備蓄場所等の職員周知は足りておらず、これからの課題であると考えています。

● 委員

防災管理委員会に女性は何人いるのでしょうか。

▲ オブザーバー

防災等管理委員会の構成は、男性が何名で女性が何名という形で決まっているわけではなく、幹部職員が構成員になりますので、その男女比によることになります。

● 委員

防災備蓄品についても女性が必要な物品を準備するには、女性目線が必要なのではないでしょうか。

それから、普段は当事者同士が鉢合わせることがないように配慮されていますが、災害があったときには、避難するときなどに鉢合わせることはないのでしょうか。

● 委員

災害時には避難行動がまず優先されることにはなりますが、実際にどの程度まで職員が配慮できるかは難しい問題です。

ところで、家裁特有の問題としては、当事者が乳幼児を連れてくること

があります。乳幼児に対して、実際どの程度対応できるのでしょうか。

▲オブザーバー

おむつなどの災害備蓄品は足りていない状況にあります。今後、委員の皆さまの御意見を参考にしながら、整備をしていきたいと考えています。

●委員

災害備蓄品として歯ブラシが必要ではないでしょうか。

▲オブザーバー

貴重な御意見として今後検討させていただきます。

●委員

有事の際の自分の役割を、職員はどの程度認識しているのでしょうか。また、職員には異動があるので、職員間でどの程度引継ぎがされているのでしょうか。

▲オブザーバー

御指摘の点は、去年の訓練でも顕著に表れており、訓練を実施するときに初めて自分に割り振られた役目を認識する職員がいるという状況がありました。職員が入れ替わる異動期に、どのように役割を引継ぐかという問題意識を昨年から持つようになっていきます。この周知をどのように行うかという点と役割を割り振られた職員が有事の際に全員いるとは限らないので、どのように役割をカバーしていくかという点が、前回の訓練から認識されてきた裁判所の課題であると考えています。

●委員

入庁時検査が始まり出入口が制限されていますが、有事の際の非常口は確保されているのでしょうか。

▲オブザーバー

消防法で非常口の確保が義務付けられているので、有事の際には、職員がすぐに非常口を開けて、避難ができるようになっています。

● 委員

有事の際に、調停委員はどのような立場になるのでしょうか。職員と同様に避難誘導などを行うことになるのでしょうか。

▲ オブザーバー

調停委員は、防災計画の中で職員という位置づけになっています。しかし、毎日登庁しているわけではありませんので、有事の際に、役割を割り振られているわけではありません。避難時には一般の方同様、常勤の職員の誘導に従っていただくことになります。

■ 委員長

現在、調停委員には避難訓練に参加してもらっていませんが、将来的には、調停委員にも参加してもらうことを検討しています。

● 委員

調停委員としては、調停中に地震などがあれば、目の前の当事者の安全を図ろうとしますので、そういったときのために避難訓練に参加する必要があるのではないのでしょうか。

■ 委員長

そろそろお時間となりましたので、このあたりで閉会とさせていただきます。本日は貴重な御意見をありがとうございました。

(4) 次回の開催日等

次回を平成30年7月4日とし、テーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。